

時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会運営要領（案）

1. 懇談会は、原則として非公開とする。
2. 懇談会の配布資料は、原則として、会議終了後、内閣府ホームページにおいて公表する。
3. 懇談会終了後、議事要旨を速やかに作成し、内閣府ホームページにおいて公表する。
4. 懇談会の議事録を作成し、委員の了承を得て、内閣府ホームページにおいて公表する。
5. この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。